

公益目的通報の調査結果(令和8年7月24日報告分)について(公表)

このたび、三田市公益目的通報者保護条例（以下「条例」という。）に基づく公益目的通報に対する調査結果が報告されましたので、条例第 11 条第 5 項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

1 通 報 日 令和 8 年 5 月 7 日

2 通報形態 電子メール

3 通報内容

市の支払事務は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に準拠した適正な運用がなされていない疑いがある。具体的には、契約書等で支払時期の定めがない場合、適法な支払請求を受けた日から 15 日以内に支払う必要があるが、庁内で周知されていない。また、会計課の運用では定期支払日の制約等から「請求書を受理してから 30 日以内」としており、法律の規定と整合が取れていない。契約書等に支払時期が明記されていないケースもあり、場合によっては支払遅延による遅延利息を支払うべき事態が生じている。

4 法令上の枠組み

本件支払事務には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「法」という。）が適用され（第 14 条により地方公共団体にも準用される）、その枠組みは次のとおりである。

法第 4 条：契約の締結に際し、対価の支払の時期等の必要的事項を書面により明らかにしなければならない（支払時期を定める義務。ただし、他の法令により契約書の作成を省略できるものはこの限りでない。）。

法第 6 条：約定する支払時期の上限は、給付の完了の確認又は検査の終了後、適法な支払請求を受けた日から、工事代金は 40 日以内、その他は 30 日以内とされる。

法第 7 条：契約の性質上、法第 5 条・法第 6 条によることが著しく困難な特殊の内容を有する契約については、当事者の合意により、最長期間の 1.5 倍以内（その他の給付は 45 日以内、工事代金は 60 日以内）で特別の期間を定めることができる。

法第 10 条：支払時期を書面で明らかにしなかった場合は、契約書の作成を省略できる契約か否かを問わず、相手方が支払請求をした日から 15 日以内と定めたものとみなされる。

法第 8 条：約定（法定）の支払期限を徒過した場合、遅延利息を支払わなければならない。

5 市の運用の現状

三田市契約事務規則は、第 49 条で契約書の作成を省略できる場合（1 件の契約金額が 50 万円以下の契約を締結するとき、競り売りに付するとき、公法人等と契約するとき、単価契約をもって契約済みの契約をするとき等）を、同第 50 条で契約書を省略する場合の請書等

の徴取（ただし、物品の購入又は修繕の契約で契約金額が 30 万円以下のものは請書も要しない）を定めている。これを前提に、市の契約区分ごとの取扱いは次のとおり。

50 万円超：文書で契約を締結し、契約様式雛形に法第 6 条相当の文言を明記（適法）。

30 万円超～50 万円以下（30 万円以下の物品購入・修繕を除く）：請書を徴し、「適法な請求書を提出した日から 30 日以内」と明記（適法）。

30 万円以下の物品購入・修繕：第 49 条及び第 50 条ただし書により契約書・請書のいずれも徴さず、内部的に「30 日以内」とする、いわゆる「みなし運用」を行っている（書面で支払時期を定めておらず、法第 10 条により「15 日以内」が妥当）。

また、調書の審査においては、支払期限を一律「30 日以内」とし、定めがない場合の「15 日以内」（法第 10 条）は反映されていない。市は、契約事務規則・会計事務規則・行政事務マニュアル等に例外規定（15 日以内）を明記したものは見当たらないと回答している。

6 調査結果(評価)

(1) 例外規定(15 日以内)の欠落

市の規則・マニュアル・研修資料のいずれにも「定めがない場合は 15 日以内」（法第 10 条）の規定が反映されておらず、制度レベルで法定の例外規定が欠落している。

(2) 「みなし運用」の問題(30 万円以下の物品購入・修繕)

市は、30 万円以下の物品購入・修繕について、契約書及び請書の作成を省略しており、支払時期を書面で定めていない。これらは他の法令・規則により契約書の作成を省略できる契約であり、法第 4 条ただし書によって書面による明示義務は課されない。もっとも、書面で支払時期を定めない場合、法第 10 条により支払時期は「相手方が支払請求をした日から 15 日以内」と定めたものとみなされる。なお、このみなし規定は、契約書の作成を省略できる契約か否かを問わず、支払時期が書面で明らかにされていない限り適用される（同条後段）。したがって、書面で支払時期を定めていない事案については、一律に「15 日以内」が法定の支払期限となるのであって、市が一方的に「30 日以内とみなす」運用は、法第 10 条の規定に反するものであり、法令違反と認められる。

7 「事後協議」の問題

市は、契約書を省略した契約において相手方が請求書に「15 日以内」と記載してきた場合には、双方協議のうえ「30 日以内の支払にて了承を得て」支払っていると回答している。もっとも、市の弁明によれば、30 万円超～50 万円以下の契約については請書に支払条件（30 日以内）を明記させているため、この協議の対象とはならない。したがって、当該事後協議が生じるのは、契約書及び請書を省略し支払時期を書面で定めていない契約（30 万円以下の物品購入・修繕等）において、相手方が請求段階で「15 日以内」を主張する場合である。

この場合、本来は法第 10 条により「15 日以内」が妥当するが、発注者たる市が、その優越的地位を背景に、事後協議により 30 日への延期の了承を求める運用は、協議それ自体に法令違反の疑いがある。また、法第 8 条の遅延利息は財務大臣の決定する率を下回ることの

できない強行的な下限であり、既に発生した遅延利息を事後の了承により遡及的に消滅させることはできない。したがって、市が採るべきは、発注の段階で書面により支払時期を定めることであって、請求段階での事後協議による引き延ばしは適切とは認め難い。

8 支払サイクルの構造的問題

会計課の口座支払日は、月3回（10日、20日、月末）に限られ、かつ口座振替の場合は支払予定日の9営業日前（休祝日を除く）までに支払調書を提出しなければならない。この支払サイクルでは、最初に間に合う定期支払日が「15日以内」を超えてしまうケースが生じる。現状では、「15日以内」を安定的に満たすことは構造的に困難と認められる。

9 遅延利息の未払い

支払が遅れた場合には、法第8条及び同条に基づく遅延利息（令和8年4月1日適用年率は3.0%。契約で約定する場合もこの率を下回ることはいない。）を支払う必要がある。しかし、科目「補償補填及び賠償金」に係る財務会計伝票の検索結果から、過去に遅延利息を支払った実績は確認できなかった。市が支払期限を一律「30日」と誤認し、「15日」を基準とした管理を行っていないため、定めのない契約において16日～30日目に支払われた事案について、本来発生している遅延利息が未払いのまま見過ごされているおそれが高い。

10 判断(結論)

本件に関しては、会計課から弁明書を徴したが、その内容を踏まえて検討してもなお、通報者の指摘は事実であると認められ、認定及び評価を変更すべき事情は認められなかった。市の現行運用は、法に抵触するものであり、法定の「15日以内」の期限を超過する支払遅延及びこれに伴う遅延利息の未払いが発生しているおそれがある。

11 是正提言

(1) 規定面

ア 契約事務規則・契約様式の整備

契約書を作成する契約については、契約書に支払時期（第6条の範囲内。その他の給付は30日以内、工事代金は40日以内）を明記すること。契約書を作成しない契約の支払時期は原則として「適法な請求から15日以内」（法第10条）であることを前提とし、少なくとも相手方が請求書を送付する前（発注・見積等の事前の段階）において、事前に30日以内の合意ができない場合は、15日以内に支払うこととすること。

イ 会計事務規則・調書審査基準の改訂

支払期限を一律30日とせず、約定がある場合は工事40日・その他30日、定めがない場合は15日とする基準に改めること。

ウ 遅延利息規定の整備

遅延が生じた場合に、遅延利息を自動的に計算し支払う事務フローを規定すること。

エ マニュアル・研修の改訂

「定めがない場合は15日以内」を明記し、15日ルールを全庁に周知徹底すること。

(2) 運用面

ア 事前確認の徹底

少額契約を含め、遅くとも相手方が請求書を送付する前（見積・発注の段階）に支払期限を書面により相手方と確認・合意すること。事前に「30 日以内」の合意が確認できない場合は、法第 10 条に従い「15 日以内」に支払うこと。

イ 事後協議の廃止

請求段階で相手方の 15 日以内を市の都合で 30 日へ引延ばす運用を行わないこと。

ウ 支払サイクルの柔軟化

随時払いの拡充や提出締切の短縮等、15 日以内の支払いに対応する体制とすること。

エ 検収の迅速化

納品後速やかに検収し、起票・提出の遅れを防ぐこと。

オ 遅延利息の清算

遅延が生じた事案について遅延利息を計算して支払うこと。

カ 過去事案の調査

支払時期の定めがなく 15 日を超えて支払われた過去事案を調査し、該当する遅延利息を清算すること。

12 その他

(1) 調査結果を踏まえた市の見解と対応

是正提言で指摘された各事項について、具体的な見直しの方向性を早急に定め、かつ、庁内の支払事務に混乱をきたさないよう配慮しながら、法令に基づいた具体的手法を検討する。

(2) 結果の公表等

記者提供、議会提供、ホームページで概要を公表